

労使協議の形骸化による 労働組合の否定を許すな！

労働協約・協定改訂交渉展開中

今年も労働協約・協定改訂交渉が始まりました。JR東海労の要求は、職場の声を反映した4本柱（60歳定年に関する要求、人事・賃金制度に関する要求、安全確立に関する要求、職場諸要求）・181項目です。

ところで、労使交渉の基本は「真摯な交渉」です。しかし、JR東海労が会社施策や安全問題について『申』を提出しても、「協議事項には当たらない」として、会社は団体交渉・経営協議会・業務委員会などの労使協議の場を設定しようとしません。特に「リニア中央新幹線建設」に関しては、この間、6回の申し入れを行っていますが「労使では協議しない」として拒否しています。会社経営に関わる重大なプロジェクトであり、組合員の労働条件に関わることでありながら、会社が必要と認めた時だけ「説明」の場を設定するという姿勢なのです。

さらに、東京地区の組合事務所便宜供与に関しても「貸し出す場所がない」の一点張りで便宜供与を拒んでいます。

本部は、このような姿勢を正すため東京都労働委員会に赴き、会社の本社・各地方機関の組合に対する姿勢を詳細に報告し、アドバイスを求めました。

都労委のあっせん委員は、JR東海労の訴えを予定時間を超えて真摯に聞いて下さいました。そして、具体的で有効的な闘い方についてアドバイスして下さいました。

JR東海労は職場環境改善に向けて、あらゆる手段を行使して闘っていきます。

**労働条件に関わる労使協議の
拒否は不当労働行為だ！**